

高知県吹奏楽コンクール審査内規

- 第1条 この内規は、本大会実施規程第19条・20条に基づき、審査員、審査方法および賞の決定方法について定めるものである。
- 第2条 審査員の選出は審査員選考委員会（常任理事会が委嘱）が行う。
- 2 県内・県外の制約は特にない。
- 第3条 審査員の中から審査員長を1名選出する。
- 第4条 審査員は課題曲・自由曲について（B部門は自由曲のみ）、「技術」と「表現」の2項目それぞれを10～1の10段階で評価し、下カットを行う。
- 第5条 評価の基準は次のとおりとする。
- 10 非常に優れている
- 9～8 優れている
- 7～6 普通（中位）
- 5～4 普通よりやや劣る
- 3～1 劣る点が大変多く含まれている
- 第6条 計時係は、理事長が委嘱した者がこれにあたる。原則として3名以上とする。
- 2 演奏時間と人数について、半数以上が違反と認めた場合は集計作業に入るまでに理事長に報告する。
- 第7条 集計委員は、理事長が委嘱した者がこれにあたる。原則として4名以上とする。
- 2 別に定める集計マニュアルにしたがって作業を行う。
- 3 各部門の得点の一覧表を作成し、合計点数順に並べ替えたものを作成する。
- 第8条 判定委員は、理事長・副理事長または理事長が委嘱した者がこれにあたる。
- 2 各部門の集計結果の処理は、判定委員会が行う。
- 3 判定委員会は、集計結果に基づき、各団体の得点に顕著な差のあるところで区切り、金賞・銀賞・銅賞のグループ分けの原案を作成する。ただし、グループ分けが困難な場合、金賞・銀賞・銅賞の比率は3：4：3を目安とする。
- 第9条 理事長は、判定委員会の原案に基づいて、審査員の意見を聞き、各賞を決定する。
- 第10条 四国支部大会への代表選出は次のとおりとする。
- ① 第7条の各団体ごとの評価の総点の高位から順に代表を決定する。
- ② ①で同位の場合は、全審査員に同点団体だけに同位がないように順位をつけてもらい、同点団体だけについて高位多数順として、それでも決まらない場合は審査員長の順位を優先する。
- 第11条 運営に支障が生じたと理事長が認めた場合、失格とし、審査の対象としない。
- 第12条 審査票は、出演団体に渡し、審査一覧表は、出演団体に公表することができる。
- 第13条 この内規は、理事会の議決により改定することができる。

附 則

- 1 この内規は、平成10年 4月29日に四国支部の内容変更に伴い改訂する
- 2 この内規は、平成25年 4月13日に一部改定する。
- 3 この内規は、平成26年 4月12日に一部改定する。
- 4 この内規は、平成26年11月30日に一部改定する。
- 5 この内規は、平成28年 4月 2日に一部改定する。
- 6 この内規は、平成30年 4月29日に四国支部の内容変更に伴い一部改定する。
- 7 この内規は、平成31年 4月 6日に一部改定する。
- 8 この内規は、令和 4年 4月 2日に一部改定する。